

消防団の詰所に池新田高校生が描いた絵画が施されました

市消防団は、活動啓発の一環でシャッターアート事業を開始し、令和6年度に施された2カ所のお披露目式が3月26日に執り行われました。地域や将来の担い手である子どもたちに消防団活動を身近に感じてもらうとともに、消防団がある安心感を得てもらうことが目的です。デザインは市内の児童や生徒などが作成します。本事業は数年にかけて実施され、市内の全詰所にシャッターアートが施される予定です。

第1分団3部詰所



デザイン作成者 松尾 好さん(3年生)・水野 倅陽さん(3年生)

デザインに
込めた思い 消防団がまちを守るヒーローであることが子どもにも伝わるように、団員や水がヒーロー、炎が悪者になるように描きました。

協賛事業所 鈴木工業株式会社

第7分団1・2部詰所



デザイン作成者 河原崎瑠花さん(3年生)

デザインに
込めた思い 消防団の雄姿を住民の皆さんにアピールしたい思いを含めました。背を向けている姿から消防団の頼もしさを感じてほしいです。

協賛事業所 株式会社増田建設

照 会 消防総務課 ☎0537-2655

後期高齢者医療保険料が変更されます



保険料の激変緩和措置が終了します

令和6年度のみ適用されていた保険料などの一部被保険者に対する激変緩和措置(※)が終了となります。

区分	令和6年度		令和7年度	
所得割率	総所得金額が58万円以下の人	※8.80%	全ての人	9.49%
	総所得金額が58万円を超える人	9.49%		
賦課限度額	令和6年3月31日以前に被保険者であった人	※73万円	全ての人	80万円
	令和6年4月1日以降に被保険者になった人	80万円		

▶年間保険料の計算方法(限度額80万円) ※100円未満切り捨て

年間保険料

=

所得割額
(前年の総所得金額等－基礎控除額43万円)×9.49%

+

均等割額
47,000円



均等割額の軽減対象が拡大されます

所得の低い人の負担軽減を図るため、軽減判定所得の基準が引き上げられました。

区分	令和6年度	令和7年度	改正箇所
5割軽減	(43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+29.5万円×世帯の被保険者数)以下のとき	(43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+30.5万円×世帯の被保険者数)以下のとき	29.5万円→30.5万円
2割軽減	(43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+54.5万円×世帯の被保険者数)以下のとき	(43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+56万円×世帯の被保険者数)以下のとき	54.5万円→56万円

照 会 市民課国保年金室 ☎0537-1171